

減価償却 R4 令和 3 年度税制改正対応版 (Ver.21.10) のリリース

令和 3 年度税制改正に対応した、減価償却 R4 Ver. 21. 10 のリリースについてご連絡します。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期 (予定)
3. 令和 3 年度税制改正の内容
4. システムの対応内容 (予定)
5. 法人税 R4 との減価償却連動の対象バージョンの制限について

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン
減価償却 R4	Ver. 21. 10	Ver. 19. 10以降	Ver. 20. 10以降
減価償却顧問 R4			
減価償却応援 R4			

※ライセンスが変更になります。21. 1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 20. 3 以上が必要です。

連動対象の他の R4 システムについて

Ver. 21. 1 と連動対象となる、他の R4 アプリケーションの条件は次のとおりです。

- ・法人税 R4 : 令和 3 年度版以降 ※Ver. 21. 30 以降が対象
- ・所得税 R4 : 平成 28 年版以降
- ・財務 R4 : Ver. 16. 2 以降

法人税 R4 との連動については、後述の「5. 法人税 R4 との減価償却連動の対象バージョンの制限について」をご確認ください。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャー、マイページのダウンロード公開

2021年9月16日（木）

2-2. オプションのCD 保守契約 CD 送付開始日

2021年9月28日（火）

2-3. 減価償却 R4 Ver.21.1 用の電子申告プログラム（Ver.21.1.e1）について

Ver. 21.1 用の減価償却 R4 電子申告プログラム（Ver. 21.1.e1）は、電子申告 R4 の本体プログラム（Ver. 21.11）のダウンロード公開と同日となります。（9/21 公開予定）

3. 令和3年度税制改正の内容

※ 減価償却 R4 Ver. 21.1 の対応項目に関する税制改正の内容です。

3-1. 繰延資産の特別償却適用（別表十六(六)の様式変更）

令和3年度税制改正において、DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制が創設され、繰延資産（均等償却）について特別償却が認められるようになりました。

それにあわせて、別表十六(六)の様式が変更されました。

DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設（施行日：8/2）

デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）に必要な技術（クラウド化等）を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されました。（適用期限：令和5年3月31日）

認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じます。

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア	3%	30%
繰延資産（*1） 機械装置（*2） 器具備品（*2）	5% （他社ともデータ連携・共有する場合）	

（*1）クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用

（*2）ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る

設備投資総額上限：300億円

税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

4. システムの対応内容（予定）

4-1. 資産登録画面：特別償却額の設定の対応

資産登録画面で、繰延資産(均等)の資産に対して[特別償却額]ボタンを有効にし、特別償却額の設定に対応します。

4-2. 別表十六(六)：新様式の対応

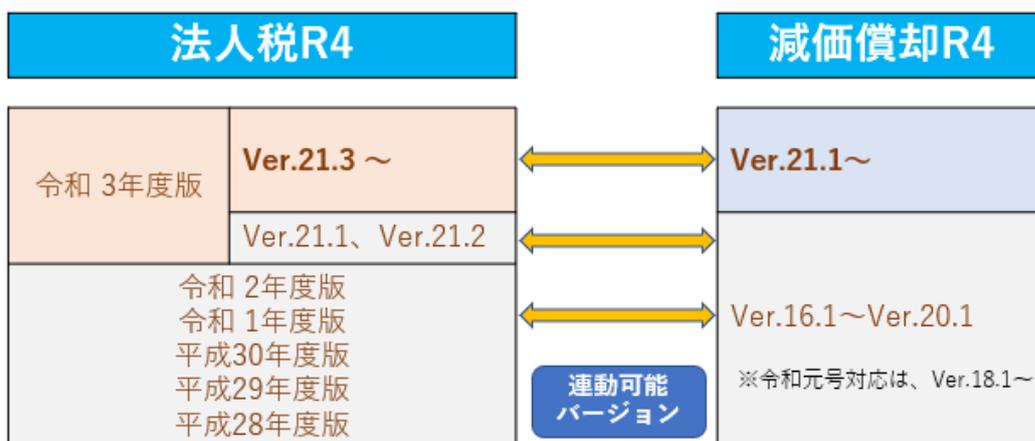
改正によりフォームが変更になりました、別表十六(六)（繰延資産の償却額の計算に関する明細書）の新様式出力に対応します。

なお、事業年度による新旧の様式切替は行いません。過年度データでも新様式で出力します。

5. 法人税 R4 との減価償却連動の対象バージョンの制限について

減価償却 R4 Ver. 21.1 と連動可能な法人税 R4 のバージョンは、Ver. 21.30 以降になります。Ver. 21.20 以前のバージョンとは連動できません。

法人税 R4 Ver. 21.30 リリース（9 月下旬予定）後は、令和 3 年度版で減価償却連動を実行する場合、減価償却 R4 は Ver.21.10 以降のバージョンを使用していただく必要があります。



また、減価償却 R4 Ver. 20.1 以前のバージョンは、法人税 R4 Ver. 21.3 以降のバージョンとは連動できません。Ver. 21.2 以前のバージョンとは連動できます（現行の動作）。

減価償却 R4 での過年度データの移行について：

令和 2 年度以前の過年度データを Ver. 21.1 に移行（旧データ変換）しても、設定や税額には影響しません（データ移行しても問題ありません）。

ただし、Ver. 21.1 に移行したデータは、法人税 R4 の Ver. 21.2 以前のバージョンとは連動できないため、修正申告等で法人税 R4 の令和 2 年度版以前と減価連動を行うためには、期末年月日が令和 3 年 3 月 31 日以前のデータは、

- ・ Ver. 21.1 にはデータ移行しない（データ変換しない）
- ・ データ移行前に旧バージョンで事前にバックアップデータを作成しておく

といった点を留意しておく必要があります（Ver. 21.1 に移行したデータは移行前のバージョンで使用することはできません）。

以上、よろしくお願いいたします。